



山形県公報

平成17年7月1日(金)
第1655号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則.....(人 事 課)...724  
 山形県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則.....(女性青少年政策室)... 同  
 山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....(環境保護課)...725  
 建築基準法施行細則の一部を改正する規則.....(建築住宅課)... 同  
 山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則.....( 同 )...729

### 告 示

庄内町と山形県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約.....(市町村課)... 同  
 東田川郡立川町及び同郡余目町の廃置分合に伴う同郡庄内町の人口.....( 同 )... 同  
 有害図書類の指定.....(女性青少年政策室)...730  
 昭和49年10月県告示第1427号(騒音規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等)の  
 一部改正.....(環境保護課)...731  
 平成16年3月県告示第383号(悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定)の  
 一部改正.....( 同 )... 同  
 指定居宅サービス事業者の指定.....(置賜総合支庁福祉課)... 同  
 農業振興地域の指定の解除.....(農政企画課)...732  
 農業振興地域の指定.....( 同 )... 同  
 基本測量の実施の通知.....(農村計画課)... 同  
 農林水産大臣の指定にかかる保安林予定森林の通知.....(森 林 課)... 同  
 農林水産大臣の指定にかかる解除予定保安林の通知.....( 同 )...733  
 道路の区域の変更.....(村山総合支庁建設総務課)... 同  
 一般国道の供用の開始.....( 同 )... 同  
 道路の区域の変更.....( 同 )... 同  
 県道の供用の開始.....( 同 )...734  
 道路の位置の指定.....(村山総合支庁北村山総務建築課)... 同  
 県道の供用の開始.....(最上総合支庁建設総務課)... 同  
 道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)... 同  
 一般国道の供用の開始.....( 同 )...735  
 県道の供用の開始.....( 同 )... 同  
 兼用工作物の管理協定の締結.....(河川砂防課)... 同  
 平成8年6月県告示第652号(建築基準法第6条第1項第4号の規定による市町村の区域)の  
 一部改正.....(建築住宅課)...736  
 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(出 納 局)... 同

### 公安委員会関係

#### 規 則

山形県警察署協議会に関する規則等の一部を改正する規則.....737

公 告

- 平成17年度2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集.....(市町村課)...738
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(最上総合支庁企画振興課)...同
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....(庄内総合支庁企画振興課)...同
- 平成17年度調理師試験の実施.....(保健業務課)...739
- 特殊肥料の検査結果の概要.....(農業技術課)...同
- 飼料の試験結果の概要.....(同)...741
- 指定管理者の募集.....(交通基盤課)...743
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....(公安委員会)...同

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第52号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第31条第1項の表庄内総合支庁の項中「東田川郡余目町」を「東田川郡庄内町」に改める。

第38条第1項の表庄内総合支庁建設部鶴岡分所の項中「余目町」を「平成17年6月30日における余目町の区域」に、同表庄内総合支庁建設部酒田分所の項中「東田川郡余目町」を「東田川郡(平成17年6月30日における余目町の区域に限る。)」に改める。

第102条の表及び第197条の表中「東田川郡余目町」を「東田川郡庄内町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第53号

山形県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則

山形県青少年保護条例施行規則(昭和54年8月県規則第53号)の一部を次のように改正する。

別表第4項の表中

|                        |                             |   |
|------------------------|-----------------------------|---|
| 飯豊町民スポーツセンター           | 西置賜郡飯豊町大字椿1859番地            |   |
| 雇用・能力開発機構委託立川勤労者体育センター | 東田川郡立川町大字狩川字大釜23番地の1        |   |
| 立川町テニスコート              | 東田川郡立川町大字狩川字大釜9番地の2及び10番地の3 |   |
| 立川町民体育館                | 東田川郡立川町大字狩川字松葉4番地の1         | を |

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 総合体育館 | 東田川郡余目町大字余目字大塚5番地の1  |
| 町民運動場 | 東田川郡余目町大字余目字猿田83番地の1 |
| 武道館   | 東田川郡余目町大字余目字猿田87番地   |

「

|              |                  |
|--------------|------------------|
| 飯豊町民スポーツセンター | 西置賜郡飯豊町大字椿1859番地 |
|--------------|------------------|

」

に、

「

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 朝日村民体育館 | 東田川郡朝日村大字東岩本字野中143番地 |
|---------|----------------------|

」

を

「

|            |                      |
|------------|----------------------|
| 朝日村民体育館    | 東田川郡朝日村大字東岩本字野中143番地 |
| 庄内町体育センター  | 東田川郡庄内町狩川字大釜23番地1    |
| 庄内町テニスコート  | 東田川郡庄内町狩川字大釜10番地3    |
| 庄内町体操センター  | 東田川郡庄内町狩川字松葉4番地1     |
| 庄内町総合体育館   | 東田川郡庄内町余目字大塚5番地1     |
| 庄内町余目グラウンド | 東田川郡庄内町余目字猿田83番地1    |
| 庄内町武道館     | 東田川郡庄内町余目字猿田87番地     |

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第54号

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則(昭和45年12月県規則第69号)の一部を次のように改正する。  
別表第5中「余目町、藤島町」を「藤島町、庄内町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第55号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和37年4月県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「申請書」を「申請書(以下「確認申請書」という。)」に、「通知」を「通知(以下「計画通知」という。)」に改め、同条第2項中「なるべく」を削り、同条第3項中「法第6条第1項の規定による確認の申請書」を「確認申請書」に改める。

第5条中「確認」を「確認(ただし、法第6条の2第1項の確認を除く。以下、この条から第8条まで同じ。)」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第8条第1項中「建築主は」を「建築主は、確認を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事について」に改め、「知事又は」を削り、「法第6条第1項の規定による確認の申請書(以下「確認申請書」という。)」を「確認申請書」に改める。

第13条第1項中「特殊建築物定期調査報告書(別記様式第6号)」を「省令第5条第2項に定める報告書」に、「それぞれ調査」を「それぞれ省令別記第36号の2の5様式による定期調査報告概要書及び調査」に、「同条第2項」を「法第12条第3項」に、「昇降機等については昇降機等定期報告書(別記様式第7号) 建築設備については建築設備定期検査報告書(別記様式第8号)」を「省令第6条第2項に定める報告書」に、「それぞれ検査」を「それぞれ省令別記第36号の3の2様式又は別記第36号の4の2様式による定期検査報告概要書及び検査」に改める。

第14条第1項中「法第18条第2項の規定による計画通知書」を「計画通知」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第16条の2第3項の表区域の欄中「余目町、藤島町」を「藤島町、庄内町(平成17年6月30日における余目町の区域に限る。)」に改め、「立川町」を削り、「櫛引町」を「櫛引町、庄内町(平成17年6月30日における立川町の区域に限る。)」に改める。

別記様式第1号中

「 (注) 欄は、記入しないでください。 」を

「 (注) 1 欄は、記入しないでください。  
2 届の宛先には、許可に係る変更の届出の場合は知事の名前を、確認に係る変更の届出の場合は建築主事の名前を記入してください。 」に改める。

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除

別記様式第3号中

「 (注) 印欄は、記入しないでください。 」を

「 (注) 1 欄は、記入しないでください。  
2 届の宛先には、許可に係る工事とりやめの届出の場合は知事の名前を、確認に係る工事とりやめの届出の場合は建築主事の名前を記入してください。 」に改める。

別記様式第4号中 「山形県知事 氏 名 殿」を「建築主事 殿」に、  
(建築主事)

「 注 印欄は、記入しないでください。 」を

「 (注) 欄は、記入しないでください。 」に改める。

別記様式第6号から第8号までを次のように改める。

様式第6号から第8号まで 削除

別記様式第8号の2を次のとおり改める。

様式第8号の2

廃止  
昇降機等 休止届  
再使用

年 月 日

山形県知事 殿

所有者(管理者があるときは、管理者)

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

下記の昇降機等について廃止(休止、再使用)をしたので、建築基準法施行細則第13条の2の規定により届け出ます。

記

|   |                          |                                                                                                        |                                                                     |
|---|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 1 | 所有者の住所、氏名                |                                                                                                        |                                                                     |
| 2 | 管理者の住所、氏名                |                                                                                                        |                                                                     |
| 3 | 建築物の概要                   | (1) 所在地                                                                                                |                                                                     |
|   |                          | (2) 名称                                                                                                 |                                                                     |
|   |                          | (3) 用途                                                                                                 |                                                                     |
|   |                          | (4) 規模                                                                                                 | 階数(地上 階・地下 階) 延べ面積 m <sup>2</sup><br>構造: 木造・S・RC・SRC・その他( )         |
| 4 | 確認済証交付者<br>確認年月日及び番号     | 建築主事 指定確認検査機関( )<br>年 月 日 第 号                                                                          |                                                                     |
| 5 | 検査済証交付者<br>検査済証交付年月日及び番号 | 建築主事 指定確認検査機関( )<br>年 月 日 第 号                                                                          |                                                                     |
| 6 | 昇降機等の概要                  | 種類                                                                                                     | 1 ロープ式 2 油圧式 3 リニアモーター式 4 小型エレベーター<br>5 エスカレーター 6 小荷物専用昇降機 7 その他( ) |
|   |                          | 用途                                                                                                     | 乗用・人荷・荷物・寝台・自動車<br>(非常・車いす併用・ ) 号機 第 号                              |
|   |                          | 積載量・定員                                                                                                 | kg 人                                                                |
|   |                          | 定格速度                                                                                                   | m/分                                                                 |
|   |                          | 製造者                                                                                                    |                                                                     |
| 7 | 廃止又は休止の理由                |                                                                                                        |                                                                     |
| 8 | 異動年月日                    | (1) 廃止年月日                                                                                              | 年 月 日                                                               |
|   |                          | (2) 休止期間                                                                                               | 年 月 日 ~ 年 月 日                                                       |
|   |                          | (3) 再使用年月日                                                                                             | 年 月 日                                                               |
| 9 | 保守業者の住所、氏名               |                                                                                                        |                                                                     |
|   | 総合支庁受付欄                  | 注1 休止する場合は、単に電源を切るだけでなく、容易に運転できないよう専門的な休止措置をとること。<br>2 再使用する場合は、定期検査と同等の検査を実施すること。<br>3 欄は、記入しないでください。 |                                                                     |

別記様式第8号の3を次のとおり改める。  
様式第8号の3

廃止届  
 建築設備 休止  
 再使用

年 月 日

山形県知事 殿

所有者(管理者があるときは、管理者)

氏名 印

電話

下記の建築設備を廃止(休止、再使用)したので、建築基準法施行細則第13条の2の規定により届け出ます。  
記

|                            |                                                     |                                                             |
|----------------------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 1 所有者の住所、氏名                |                                                     |                                                             |
| 2 管理者の住所、氏名                |                                                     |                                                             |
| 3 建築物の概要                   | (1) 所在地                                             |                                                             |
|                            | (2) 名称                                              |                                                             |
|                            | (3) 用途                                              |                                                             |
|                            | (4) 規模                                              | 階数(地上 階・地下 階) 延べ面積 m <sup>2</sup><br>構造: 木造・S・RC・SRC・その他( ) |
| 4 確認済証交付者<br>確認年月日及び番号     | 建築主事 年 月 日                                          | 指定確認検査機関( )<br>第 号                                          |
| 5 検査済証交付者<br>検査済証交付年月日及び番号 | 建築主事 年 月 日                                          | 指定確認検査機関( )<br>第 号                                          |
| 6 建築設備の概要                  | 種類<br>( で囲む)                                        | ・換気設備 ・排煙設備 ・非常用照明装置                                        |
|                            | 用途                                                  |                                                             |
|                            | 製造者                                                 |                                                             |
| 7 廃止又は休止の理由                |                                                     |                                                             |
| 8 異動年月日                    | (1) 廃止年月日                                           | 年 月 日                                                       |
|                            | (2) 休止期間                                            | 年 月 日 ~ 年 月 日                                               |
|                            | (3) 再使用年月日                                          | 年 月 日                                                       |
| 9 保守業者の住所、氏名               |                                                     |                                                             |
| 総合支庁受付欄                    | 注 1 再使用する場合は、定期検査と同等の検査を実施すること。<br>2 欄は、記入しないでください。 |                                                             |
|                            |                                                     |                                                             |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月1日

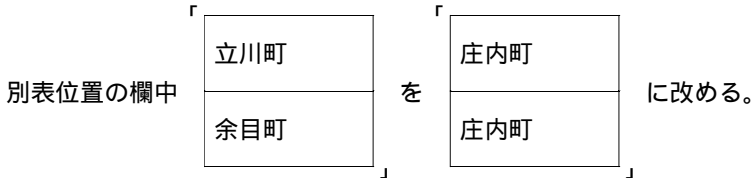
山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第56号

山形県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県営住宅条例施行規則(昭和37年4月県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第16条の3中「立川町、余目町」を「庄内町」に改める。



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第570号

庄内町と山形県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を次のように定めた。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

庄内町と山形県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(事務の委託)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、庄内町(以下「甲」という。)は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を山形県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は甲が負担するものとする。

(条例等制定改廃の場合の措置)

第3条 乙は、委託事務の処理に適用される条例、人事委員会規則等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例、人事委員会規則等を甲の長に通知しなければならない。

第4条 甲が委託事務の処理に関係ある条例、規則、規定等を制定し、又は改廃したときは、甲の長は、直ちに当該条例、規則、規程等を乙の人事委員会に通知しなければならない。

(その他必要な事項)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、平成17年7月1日から施行する。

山形県告示第571号

東田川郡立川町及び同郡余目町を廃し、その区域をもって同郡庄内町を置き、平成17年7月1日から施行することに伴う地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第177条第1項第1号の規定による同町の人口は、次のとおりである。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

東田川郡庄内町 25,489人

## 山形県告示第572号

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成17年7月1日

山形県知事 齋藤 弘

(図書)

| 指定番号 | 題名                                 | 図書コード        | 発行所等       | 指定の理由                               |
|------|------------------------------------|--------------|------------|-------------------------------------|
| 8310 | ラブキス 7月号                           | 19147 - 07   | (株)笠倉出版社   | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 8311 | レディース・コミック微熱 7月号                   | 09663 - 7    | セブン新社      |                                     |
| 8312 | 愛の体験スペシャルデラックス<br>6月14日増刊号快感MAXサブリ | 11586 - 6/14 | (株)竹書房     |                                     |
| 8313 | コミックアムール 7月号                       | 03801 - 07   | (株)サン出版    |                                     |
| 8314 | 男と女の快樂大全人妻昇天悦楽編四の巻                 | 50722 - 78   | 実業之日本社     |                                     |
| 8315 | 漫画ピンクタイム 7月号                       | 18301 - 7    | マイウェイ出版(株) |                                     |
| 8316 | メンズヤング 7月号                         | 08597 - 7    | (株)双葉社     |                                     |
| 8317 | 若妻たちの本当にあった不倫告白7月号                 | 09811 - 07   | 平和出版(株)    |                                     |
| 8318 | 恋愛ジャンキー 15                         | 56017 - 44   | (株)秋田書店    |                                     |
| 8319 | つゆダク 3                             | 45705 - 43   | (株)小学館     |                                     |
| 8320 | コミック アクア 6月号                       | 13803 - 06   | (株)オークラ出版  |                                     |
| 8321 | 微熱SUPERデラックス 7月号増刊                 | 07690 - 7    | セブン新社      |                                     |
| 8322 | 危険な愛体験Special 7月号                  | 02893 - 7    | サニー出版(株)   |                                     |
| 8323 | プライベートフェティシズム                      | 57609 - 17   | (株)竹書房     |                                     |

《参考》青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定(包括基準)に該当する有害図書類(図書)

| 番号 | 題名             | 区分 | 発行所等        |
|----|----------------|----|-------------|
| 1  | えっちスケッチ VOL.12 | 不明 | ピクチャーズ      |
| 2  | ブルセラ秘白書 VOL.2  | 不明 | トライアングルフォース |



(録画テープ等)

| 番号 | 題名         | 区分  | 発行所等        |
|----|------------|-----|-------------|
| 1  | 素人赤裸々告白    | DVD | (有)スカイラブ    |
| 2  | 極限本番 かわいゆい | DVD | (株)マルクス兄弟   |
| 3  | 欲しがり妻      | DVD | (有)隼エージェンシー |

## 山形県告示第573号

昭和49号10月県告示第1427号(騒音規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等)の一部を次のように改正する。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

第1項中「余目町、藤島町」を「藤島町、庄内町」に改める。

## 山形県告示第574号

平成16年3月県告示第383号(悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定)の一部を次のように改正する。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

第2第1項中第14号を削り、第15号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(15) 庄内町の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域

イ A区域 用途地域のうち、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域の区域

ロ B区域 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域

ハ C区域 用途地域のうち、工業地域並びに用途地域を除く他の地域のうち、余目字山谷、字藤原野、字月屋敷、字大乘向、字下梵天塚、字南口、字東谷地、字西田、字長畑、字南田、字竹畑、字松岡、字毒蛇、字梅ノ木、字沼向、字島ノ内、字須郷、字船塚、字六人塚、字石沢、字小島、字東小島、字下大日堂、字上大日堂、字仲谷地、字大南田、字上神田、字前田元、字志戸、字鳥打、字西谷地、字亀田及び字鶴堤、廿六木、提興屋、榎島、千河原、平岡、榎木、跡、常万、余目新田、堀野、福原、廻館、南野、古関、沢新田、赤淵新田、小出新田、堤新田、連枝、前田野目、福島、大真木、返吉、京島、新田目、本小野方、吉方、境興屋、西袋、南興屋、中野、南野新田、主殿新田、大野、田谷、西小野方、近江新田、吉岡、島田、弘田、茗荷瀬、生三、落合、家根合、高田麦、宮曾根、杉浦、久田、深川並びに西野の区域

## 山形県告示第575号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                  | 事業所の名称及び所在地                              | 居宅サービスの種類 | 指定年月日     |
|--------------------------------------|------------------------------------------|-----------|-----------|
| 有限会社テイクオフ<br>東置賜郡川西町大字西大塚<br>2308番地9 | ケアセンターとこしえ相森<br>東置賜郡高畠町大字相森字村南630番地<br>1 | 通所介護      | 平成17.6.21 |

## 山形県告示第576号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の指定を次のとおり解除する。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

指定を解除する地域の名称 立川農業地域及び余目農業地域

## 山形県告示第577号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定する。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 地域の名称

庄内町農業地域

## 2 区域

庄内町の行政区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）による用途地域（平成8年5月変更決定）、国立公園特別保護区域、国有林野及び立谷沢川右岸の民有林野（字板敷を除く。）の区域を除く区域

## 山形県告示第578号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 基本測量を実施する地域

米沢市

尾花沢市

## 2 基本測量を実施する期間

平成17年7月13日から平成18年2月28日まで

## 3 作業の種類

基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）

## 山形県告示第579号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 保安林予定森林の所在場所

最上郡真室川町大字大沢字上小又山4335

## 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐は、択伐による。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## (3) 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第580号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 解除予定保安林の所在場所  
西置賜郡小国町大字玉川字大里峠（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年7月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 286号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|-------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 山形市松山二丁目1327番7から<br>同 松山一丁目1324番1まで | 旧    | 45.0メートル<br>と<br>21.0 | メートル<br>184 |
| 同 上                                 | 新    | 57.0メートル<br>と<br>22.0 | 同 上         |

山形県告示第582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年7月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 286号
- 2 供用開始の区間 山形市松山二丁目1327番7から  
同 松山一丁目1324番1まで
- 3 供用開始の期日 平成17年7月1日

山形県告示第583号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年7月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|---------------------|---|------|----------|--------|
| 山形市大字村木沢字村上5862番1から |   | 旧    | 12.0メートル | 57メートル |
| 同 5864番2まで          |   |      | 8.0      |        |
| 同                   | 上 | 新    | 20.4メートル | 同上     |
|                     |   |      | 9.8      |        |

## 山形県告示第584号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年7月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 山形白鷹線
- 2 供用開始の区間 山形市大字村木沢字村上5862番1から  
同 5864番2まで
- 3 供用開始の期日 平成17年7月1日

## 山形県告示第585号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私道(村)第262号
- 2 指定の場所 東根市神町南一丁目9727番の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長46.57メートル
- 4 指定年月日 平成17年6月22日

## 山形県告示第586号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年7月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 瀬見新庄線
- 2 供用開始の区間 新庄市上金沢町3094番2から  
同 金沢字元屋敷2289番1まで
- 3 供用開始の期日 平成17年7月15日

## 山形県告示第587号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年7月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                               | 間            | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長      |
|---------------------------------|--------------|------|------------------|---------|
| 飽海郡八幡町北青沢字大俣国有林1054林班い小班から<br>同 | 1053林班わ5小班まで | 旧    | 78.0メートル<br>48.0 | 142メートル |
| 同                               | 上            | 新    | 78.0メートル<br>57.4 | 137メートル |

## 山形県告示第588号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年7月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 344号
- 2 供用開始の区間 飽海郡八幡町北青沢字大俣国有林1054林班い小班から  
同 1053林班わ5小班まで
- 3 供用開始の期日 平成17年7月1日

## 山形県告示第589号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年7月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 鶴岡羽黒線
- 2 供用開始の区間 東田川郡羽黒町大字手向字執行坂18番2から  
同 3番45まで
- 3 供用開始の期日 平成17年7月1日

## 山形県告示第590号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、河川管理施設と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において縦覧に供する。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 河川の名称  
一級河川最上川水系中の沢川
- 2 河川管理施設の名称  
右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
白鷹町大字横田尻字西町1685番3地先から  
同 字西町裏1687番1地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 白鷹町  
住 所 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833  
代表者の氏名 白鷹町長 橋本 光記
- 5 管理の内容  
(1) 道路専用施設(路盤までの部分を含む路面、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設、改築、維持又は修繕  
(2) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間

平成17年6月9日以降道路の存続する期間

山形県告示第591号

平成8年6月県告示第652号(建築基準法第6条第1項第4号の規定による市町村の区域)の一部を次のとおり改正する。

平成17年7月1日

山形県知事 齋藤 弘

「 大字鳥越 字熊ノ沢及び小角沢  
寒河江市大字白岩 字坂ノ下、新町、馬立、八幡浦、桙、大江寺、地福田(市道みやま橋宮内線以南の区域を除く。以下同じ。)金谷、中町、上町、法連寺及び辨戈天 」  
「 大字鳥越 字熊ノ沢及び小角沢 」に、  
「立川町大字清川」を「庄内町清川」に改める。

山形県告示第592号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年7月1日

山形県知事 齋藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程(昭和39年8月県告示第703号)の一部を次のように改正する。

別表第1中 「東田川郡余目町大字余目字三人谷地167番地」を「東田川郡庄内町余目字三人谷地167番地」に改める。

別表第2中 「東田川郡立川町大字狩川字小野里45番地」を「東田川郡庄内町狩川字小野里45番地」に改める。

別表第3中 「東田川郡余目町大字余目字町17番の1」を「東田川郡庄内町余目字町17番の1」に改める。

別表第5中 「東田川郡余目町大字余目字沢田159番地の1」を「東田川郡庄内町余目字沢田159番地の1」に、「東田川郡余目町大字余目字上朝丸95番地」を「東田川郡庄内町余目字上朝丸95番地」に改める。

別表第6中 「立川町大字狩川字小野里54番地」を「庄内町狩川字小野里54番地」に、「余目町大字南野字西野8番の3」を「余目町大字南野字西野8番の3」に、「大字余目字上梵天塚1番地」を「余目字上梵天塚1番地」に、「東田川郡余目町大字余目字三人谷地172番地」を「東田川郡庄内町余目字三人谷地172番地」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

# 公安委員会関係

## 規 則

山形県警察署協議会に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月1日

山形県公安委員会

委員長 吉 田 美 智 子

山形県公安委員会規則第8号

山形県警察署協議会に関する規則等の一部を改正する規則

(山形県警察署協議会に関する規則の一部改正)

第1条 山形県警察署協議会に関する規則(平成13年4月県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表中 「山形県余目警察署協議会」 を 「山形県庄内警察署協議会」 に改める。

(山形県警察の組織に関する規則の一部改正)

第2条 山形県警察の組織に関する規則(平成14年3月県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1号中 「余目警察署 立川交番 東田川郡立川町」 を

「庄内警察署 立川交番 東田川郡庄内町」 に改め、同表第2号中

|       |            |               |   |
|-------|------------|---------------|---|
| 余目警察署 | 栄 警察官駐在所   | 東田川郡余目町大字宮曾根  | を |
|       | 大和 警察官駐在所  | 東田川郡余目町大字廻館   |   |
|       | 十六合 警察官駐在所 | 東田川郡余目町大字前田野目 |   |
|       | 立谷沢 警察官駐在所 | 東田川郡立川町大字肝煎   |   |

|       |            |             |       |
|-------|------------|-------------|-------|
| 庄内警察署 | 栄 警察官駐在所   | 東田川郡庄内町宮曾根  | に改める。 |
|       | 大和 警察官駐在所  | 東田川郡庄内町廻館   |       |
|       | 十六合 警察官駐在所 | 東田川郡庄内町前田野目 |       |
|       | 立谷沢 警察官駐在所 | 東田川郡庄内町肝煎   |       |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する男子自衛官の平成18年3月入隊及び4月入隊にかかる募集を次のとおり行う。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 募集期間等

| 募 集 期 間                  | 試 験 期 日    | 試 験 の 概 要    | 試 験 場 の 位 置                                        | 試 験 場 の 名 称                                                                   | 採用時期                  |
|--------------------------|------------|--------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 平成17年7月1日から<br>同 年9月8日まで | 平成17年9月16日 | 筆記試験<br>適性試験 | 山 形 市<br>米 沢 市<br>鶴 岡 市<br>酒 田 市<br>新 庄 市<br>東 根 市 | 山形大学(小白川キャンパス)<br>米沢市西部公民館<br>鶴岡地域職業訓練センター<br>酒田市文化センター<br>新庄合同庁舎<br>東根市神町公民館 | 平成18年<br>3月又は<br>同年4月 |
|                          | 未定         | 口述試験<br>身体検査 | 東 根 市                                              | 陸上自衛隊神町駐屯地                                                                    |                       |

### 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方連絡部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方連絡部に提出すること。

### 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方連絡部(電話番号023(622)0711)、市役所、町村役場又は山形県総務部市町村課(電話番号023(630)2075)に問い合わせること。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 申請のあった年月日

平成17年6月13日

### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

#### (1) 名 称

特定非営利活動法人 ドリーム・ポイント

#### (2) 代表者の氏名

沼澤 孝典

#### (3) 主たる事務所の所在地

山形県新庄市住吉町3番5号

#### (4) 定款に記載された目的

この法人は、「高齢者は、社会の進展に寄与してきた者として敬愛されるとともに、健全で安心な生活を保障されるべきである」という、高齢者福祉の基本理念に基づき、高齢者が敬われつつ、自由に生き生きとした毎日を過ごされるような環境を創出すること、すなわち、新しい地域社会の福祉システムの構築を目指し活動することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘



## 1 申請のあった年月日

平成17年6月17日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名称

特定非営利活動法人 やすらぎの会

## (2) 代表者の氏名

川井 徹也

## (3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市西新斎町21番地8

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者及び家族の精神保健並びに福祉についての知識の習得、障害者の健康の保持増進、地域生活、自立生活への支援、社会参加と社会復帰の促進など、地域において必要な福祉サービスの総合的提供を促進し、障害者及び、家族の福祉向上をはかることを目的とする。

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定により、平成17年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 試験の日時及び場所

(1) 日時 平成17年10月12日(水)

(2) 場所 山形市及び鶴岡市

## 2 受験手続

調理師試験受験願書を平成17年8月22日(月)から平成17年9月2日(金)までの間に、県内在住の者は最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課(最上総合支庁にあっては、保健企画課)に、県外在住の者は山形市松波二丁目8番1号健康福祉部保健薬務課に提出すること。(県外在住の者については、郵送による提出も可能とし9月2日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

## 3 その他

詳細については、健康福祉部保健薬務課(電話番号023-630-2329)又は各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課(最上総合支庁にあっては、保健企画課)に問い合わせること。

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条第1項の規定により平成17年3月に収去した特殊肥料の検査の結果の概要は、次のとおりである。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

| 特殊肥料<br>の指定名        | 生産業者、輸入業者若しくは<br>販売業者又は表示者 | 届<br>(商<br>品<br>名) | 検 査 の 結 果             |                        |                       |                      |                           |                       | 考<br>備 |                  |
|---------------------|----------------------------|--------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|----------------------|---------------------------|-----------------------|--------|------------------|
|                     |                            |                    | 窒<br>素<br>全<br>量<br>% | りん<br>酸<br>全<br>量<br>% | 加<br>里<br>全<br>量<br>% | 銅<br>全<br>量<br>mg/kg | 亜<br>鉛<br>全<br>量<br>mg/kg | 石<br>灰<br>全<br>量<br>% |        | 炭<br>窒<br>素<br>比 |
| たい肥                 | 有限会社エコプラントめざみ              | 有機肥料すくすく           | 1.5                   | 3.0                    | 1.8                   |                      |                           | 13                    | 31.2   |                  |
|                     |                            |                    | 1.5                   | 2.3                    | 1.5                   |                      |                           | 26                    | 62.9   |                  |
|                     | 株式会社エルデック                  | 吟遊詩人               | 1.8                   | 2.6                    | 2.8                   |                      |                           | 21                    | 56.7   |                  |
|                     |                            |                    | 1.8                   | 6.4                    | 3.3                   |                      |                           | 16                    | 36.2   |                  |
| 山形農業協同組合たい肥セン<br>ター | 堆肥                         | 有機肥料すくすく           | 0.5                   | 0.6                    | 0.9                   |                      |                           | 19                    | 71.4   |                  |
|                     |                            |                    | 0.4                   | 0.5                    | 0.7                   |                      |                           | 26                    | 69.8   |                  |
|                     | 有機菌発酵堆肥「ちからくん」             | 0.3                | 0.1                   | 0.3                    |                       |                      | 59                        | 49.4                  |        |                  |

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号)第11条第3項の規定により平成17年3月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

栄養成分に関する検査

| 製造事業場等の所在地及び名称               | 収去場所                         | 飼料の名称                      | 製造(輸入)年月    | 試験結果の概要 |      |      |      |        |      | 備考 |      |      |            |
|------------------------------|------------------------------|----------------------------|-------------|---------|------|------|------|--------|------|----|------|------|------------|
|                              |                              |                            |             | 粗たん白質%  | 粗脂肪% | 粗繊維% | 粗灰分% | カルシウム% | リン%  |    | TDN% | DCP% | ME Kcal/kg |
| 酒田市<br>北日本くみあい飼料<br>株式会社酒田工場 | 酒田市<br>北日本くみあい飼料<br>株式会社酒田工場 | くみあい配合飼料平牧若豚S              | 平成<br>17. 3 | 15.1    | 2.5  |      | 3.6  | 0.50   | 0.40 |    |      |      |            |
| 同上                           | 同上                           | くみあい配合飼料マル庄パ<br>ワーブロー後期仕上用 | 17. 3       | 18.5    | 7.1  |      | 4.8  | 0.83   | 0.57 |    |      |      |            |
| 同上                           | 同上                           | くみあい配合飼料種豚用こだ<br>から72      | 17. 3       | 15.5    | 4.7  |      | 5.9  | 0.92   | 0.82 |    |      |      |            |
| 山形市<br>北日本くみあい飼料<br>株式会社山形工場 | 山形市<br>北日本くみあい飼料<br>株式会社山形工場 | くみあい配合飼料I P和牛用<br>たむら      | 17. 3       | 14.6    | 3.0  |      | 5.0  | 0.37   | 0.74 |    |      |      |            |
| 同上                           | 同上                           | くみあい配合飼料マルみ紅花<br>しもふり後期    | 17. 3       | 14.6    | 3.2  |      | 4.7  | 0.31   | 0.78 |    |      |      |            |

- (注) 1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項の規定による規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の欄中に「規」を付している。  
 2 栄養成分に関する検査の結果の概要の欄には、当該飼料の試験結果を示し、違反が認められた場合には、その内容を備考の欄に示す。

米沢ヘリポート、庄内空港緩衝緑地及び山形県ふるさと交流広場の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

指定管理者を募集する単位は、1に掲げる各施設ごととし、2から6までの募集に係る要件、手続き等については、各施設共通とする。

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 米沢ヘリポート  
所在地 米沢市八幡原二丁目444番9号
- (2) 名称 庄内空港緩衝緑地  
所在地 酒田市大字浜中地内
- (3) 名称 山形県ふるさと交流広場  
所在地 天童市大字乱川字下川原地内

2 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所(本店)を有する法人又はその他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。なお、共同企業体が申請する場合においては、構成員もすべてこれを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団、暴力団の構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるものでないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続きをしていないこと。
- (6) 国税、地方税等を滞納していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成17年7月4日(月)から同月27日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (2) 配付場所 山形県土木部交通基盤課空港港湾室空港担当  
電話番号023-630-2628  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成17年7月20日(水)から同年8月4日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4(2)に掲げる場所に持参すること。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、米沢ヘリポート条例(平成3年12月県条例第76号)、山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)、山形県ふるさと交流広場条例(平成2年3月県条例第13号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び各施設の募集要項によること。
- (2) この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年7月1日

山形県知事 齋 藤 弘

1 随意契約に係る物品等及び特定役務の名称及び数量

電子計算機の賃貸借及び保守 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号 023(626)0110
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成17年5月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 89,316,150円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当